

わたしの声を聴いてください Hot Voice

● 話題の住基ネット 芽室の不安は大丈夫

住民基本台帳ネットワークシステムについて新聞などで拝見すると、不参加の意思表示をした自治体があるようです。全国的にこのシステムは自治体が要望し、自治体が共同で運営するシステムだというのに足並みがそろわないのはなぜでしょう？行政側からのシステム不安が書かれていませんが、大丈夫ですか？

(すまいるモニター)

住民基本台帳ネットワークシステムが8月5日からスタートするとか。幸いに芽室町は、反対運動などはなく、すんなりスタートするとは思いますが、これらの保護についても町の姿勢を掲載すべきかなと思います。

(すまいるモニター)

住民基本台帳ネットワークシステム

11けたの住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、これらの変更履歴の計6情報を市区町村から都道府県を通して指定情報処理機関である地方自治情報センターのデータベースに蓄積、行政機関が同センターにアクセスし本人確認する仕組み。

これにより児童扶養手当など93の手続きで住民票の写しの添付が不要になります。また、来年8月からは住民票が住所地以外の自治体でも取れるようになるシステムです。

お答えいたします。

住民基本台帳ネットワークシステムについては、個人情報保護法が、現在制定されていない懸念などから、道外でいくつかの自治体に参加を見合わせている実態は、新聞報道などで、すでにご承知のことと思いますが、芽室町では次の理由により、参加することにしたところです(十勝管内はすべての自治体に参加)。

制度面・技術面・運用面から十分な個人情報保護対策を講じていると判断したこと。(主要事項下記参照)

- ・6種限定のシステム情報提供 (左下欄 参照)
 - ・目的外利用禁止、罰則規定制定
 - ・民間部門の利用禁止
 - ・本人申請による住民票コードの変更可能
 - ・システム操作者への「秘密保持」義務付け
 - ・使用情報の定期公表(地方自治情報センター 国の機関など)
 - ・本人確認情報の開示請求可能
 - ・十分な外部ネットワークシステムからの不正侵入、情報漏えい防止策
 - ・芽室町個人情報保護条例及び住民基本台帳ネットワークシステム運用規程による保護措置整備
- 住民基本台帳法により都道府県に通知を義務付けられていること。
- なお、ご不明な点がありましたら担当までお気軽にお問い合わせください。(住民生活課住民年金係)

● すこやか健診、 休日実施を願う。

すこやか健診を受けたいのですが、平日は仕事の都合で受けられません。土・日にやってもらえませんか？平日もかなり混んでいるようで、予約もなかなかうまくできません。自分の都合で悪いのですが、1度ぜひ受診してみたいのですが…。(無記名)

お答えいたします。

「すこやか健診」は、通年、火・水・木曜日に公立芽室病院を会場に実施しています。土・日曜日のすこやか健診実施についてですが、健診を実施するためには医師・看護師・検査技師・放射線技師・事務職員の配置が必要です。病院の体制や人件費を考えた場合、現在のところ残念ながら休日に実施することは難しい状況です。

なお、すこやか健診は今年度分は3月から申し込みを開始しましたが、今年10月以降はまだ受診定数に余裕があります。また、町では、「すこやか健診」のほか「ミニドック」を実施しています(今後は12月12日(木)13日(金)に予定)。「ミニドック」は朝7時から開始し「すこやか健診」より短い時間で健診が済みます。

日程については、空き状況によって相談させていただきたいと思っておりますのでご連絡ください。

(公立芽室病院医事係)
(保健福祉課保健推進係)

『生活環境推進会』 なぜ町内会から負担金？

「芽室町生活環境推進会」という団体から町内会に対して、一戸240円の負担金が請求されていますが、何を目的としている団体ですか。

担当の町内厚生部長に尋ねたところ、昨年1年間に1度の会議の案内もなくその内容については一切承知していないとのこと。

多額の負担金を集め、その使途も不明であり、町内会の負担は必要ないと思います。現在、町内の生活環境は行政の対応で十分ではないかと思いますが、なぜこのような団体を整理しないのですか。

町内会も多くの事業を行うため負担金などの抑制が必要です。この負担金を町内会が負担しなければならぬ理由を聴かせてください。（一町内会役員）

お答えいたします。

帯広保健所管内衛生団体普及連合会という組織が、保健所単位に構成されています。

この組織は、地域の公衆衛生の改善を目的とした団体であり、行政区戸数割により会費を徴収しています。

芽室町の組織は、平成2年5月に、それまでの芽室衛生普及団体連合会から「芽室町生活環境推進会」に改名され、公衆衛生活動から生活環境の美化と生活廃棄物への取り組みを進めています。

今日の芽室町生活環境推進会の具体的な事業としては、環境美化運動として同推進会委員の協力により、ごみ散乱防止やごみの減量に向けた啓発を各スーパー前などで実施しています。

さらに、家庭から排出される生ごみの堆肥化の啓発と、生ごみ密閉容器の斡旋販売及び説明会を開催しています。

また、消費者協会と共同開催によるリサイクル祭りを開催し、家庭に眠っている不要品を希望する方に格安で販売したり、現在の環境問題、資源ごみ処理状況をパネルや現物を展示し、環境保全と資源ごみ分別の必要性などの啓発を進めています。

平成13年度から、不法投棄監視員制度として全委員に腕章を配布し、町内の不法投棄防止のための見回り啓発を行っています。

各行政区の厚生部長さんには、総会案内をはじめ行事などにご案内を出させていただいていますが、当推進会は、2年任期で4月に役員改選を実施しているのに対し、行政区では毎年1月の役員改選となっていることから、案内状の行き違いにより、事業内容が理解されていない行政区があるのかと思います。

生活環境推進会では、今年度の事業として、事業の充実と組織の協力体制の充実を目的に、役員会で見直し・検討を進めているところです。

（住民生活課生活環境係）

すまいる モニター レポート

編集後記は必ず目を通し
一番注目しています。

常山町長3期目就任特集の「3者対談」の写真が、とても良いですね。爽やかな緑が気持ちよくとても素敵な絵（写真）でした。町長さんの言葉も今回のように自然な会話をもっと掲載しても良いと思います。

7月号のホットボイス...キツイですね。本当にこのような内容が届くのですか...?その中ですまいるの目次掲載について意見がありましたが、私はすまいるに目次がなくても特に困ることはありませんし、編集後記は必ず目を通します。

というより、一番注目する部分かもしれません。やはり、どのような方が書いているのか気になる点もあり、このコーナーによって、書き手の人柄が伝わってくるからです。

そこで、もう少しお願いがあります。書き手の方の想いや考えをもう少し書いてほしいと常常思っていました。いかがでしょうか。

取材を通じて感じたことや印象に残ったことなど、取材者ならではの言葉を一言入れていただくというのはどうでしょうか。

（すまいるモニター）

● ボランティア反発、町職員の常識に疑問

7月12日の十勝毎日新聞に掲載された「芽室町内のイベントに町職員がスタッフとしてボランティア参加することに、職員組合が反発」という記事を読んであせんとしました。

これまで町が主催するイベントには、町民には無償でボランティアの出役を求め、自分たちは数万円という高額な時間外勤務手当をもらっているというではありませんか。しかも、公務員は週休2日制になり、休みも2倍に増えても、給料は下がらない、そのように恵まれていながら、年に一度くらいボランティアにも協力できないという、組合幹部のズレた感覚を疑います。この意見に対する、町と組合の見解を、ホットボイスで、ぜひ伺いたいものです。(一町民)

芽室町内のイベント参加に職員側はなぜ「強制」と反発するのですか。もっと連帯意識を持ち、町民の幸せと町の発展のために自主的ボランティア参加を望みます。

町民であれば、一般住民のボランティア参加は、普通常識です。

行財政改革と同様に住民活動の重要性が増していることが背景にある中、行政も住民も二人三脚の精神で取り組まなければいけないときに、職員がボランティア参加を「強制」と反発するのはいかがなものか？意識の欠如としか思えない。今こそ住民一丸となり頑張るべきではないでしょうか。

(一町民)

● お答えいたします。

町内で行われるイベント・行事の多くは、実行委員会などを組織して実施し、役場が事務局を担っているものも数多くあります。役場が事務局を担うイベント・行事については、従来、担当する職員やイベント当日などに応援する職員については業務として取り扱い、土・日のイベントは、勤務の振替か時間外手当を支給してきました。

今回、この見直しを目的に職員に対して、前述するイベント・行事については、町民の皆さんとともにまちづくりに積極的に参加するよう文書で周知したところ、一部職員からボランティアは本来自主的なもので強制されるべきではなく、イベントの運営方法も検討すべきではないかなどの意見が出されたところです。

これらは、町の取り組みを強制と受け取ったことなどから誤解が生じ、その結果、職員組合と話し合い、この内容が新聞報道されました。いずれにしても、今後のまちづくりは町民の方々と行政が協働(きょうどう)して推進していくことが極めて重要でありますので、職員が一町民としてまちづくりに積極的に参加する職場を目指すとともに、ボランティア活動を職員一人ひとりが自主的に行うような意識改革に努めていきます。

なお、職員組合からは、組合としてイベント・行事などのボランティア参加を否定するものではなく、強制的と受け取れるような文章表現やイベントなどの運営方法なども検討すべきではないかという主旨で、町と話合ったものとのコメントを受けています。

(総務課総務係)

● 犬の飼い方町が徹底して

犬の飼い方に疑問があります。近所で大きな犬を首輪を付けずに、散歩させている方がいます。何度かほえられ驚きました。町の方では犬を飼っている方に徹底して首輪をつけるように指導をお願いします。小さな子どもがいると、とても心配で外で遊ばせられません。

(30歳・主婦)

● お答えいたします。

犬の放し飼いについては、北海道と芽室町のいずれの条例でも禁止行為と定められています。

また、日ごろから職員による路上指導や広報誌での意識啓発も行いマナーの徹底に努めていますが、一部に意識の低い方がいるのも事実です。

町としても継続的に、住みよいまちづくりを目指して取り組みます。ご指摘のような事例を隣近所で見かけた際は、町から直接注意しますので、お手数でも担当までご連絡ください。

(住民生活課生活環境係)



● 民間企業の新嵐山、 なぜ、広報でPR?

すまいるに「めむろ新嵐山株式会社」の広告（宣伝）が載っていますが、町100%出資とはいえ町施設を運営する民間企業のはずです。町公（広）報紙へ宣伝を載せる基準は何ですか？

町内企業はすべて「すまいる」に広告を載せることができますか？

無料で宣伝が可能なのは非常に同業他社より有利な経営となりますが、町長の施策としての商業振興策として、民間企業振興（特に同業種企業）にどのようなことを考えていますか？

それぞれ企業努力で頑張ってください。新嵐山荘はどんどん町の広報で宣伝していきますという考えでは、官による民への圧迫と何ら変わらないし、同じ土俵での勝負とほど遠いと思われそうですが、すまいる誌面にてご回答ください。

（匿名）

● 嵐山PRを継続的に。

6月号掲載の新嵐山荘改修紹介。ハード面はよく分かりましたので、次号からはソフト面を掲載してほしいと思います。まずは、支配人を始めとするスタッフの紹介、そして目玉メニューの紹介など。余談ですが新嵐山荘のシェフ長さんの作る「ビーフシチュー」は絶品だと思います。ほっぺたが落ちるような味です。「ビーフシチュー定食」はきっと新嵐山荘の名物メニューになると思うのですが。

（町政モニター）

お答えいたします。

広報誌への企業宣伝広告掲載については、特定者（企業）の営利目的になるため、現時点では原則として掲載対象外としています。

ご承知のとおり「めむろ新嵐山株式会社」は今年4月から国民宿舎などを運営する民間企業となり、前述した基準でいえば掲載対象外となりますが、町が100%出資する会社という特殊性をもち、言い換えればすべての町民が出資している企業と言えます。

また、新嵐山株式会社の経営予算の一部に町からの繰り入れ金があり、安定した利益が生じた場合はこの繰り入れがなくなり、他の事業にお金を使うことができるなど、直接町民全体の利益として還元できる可能性があります。

このため、町の広報誌にも広告を掲載し、町民の皆さんをはじめ町外のお知り合いなどにも積極的にPRしていただくことを期待し、掲載しています。

新嵐山スカイパークに対する施策の基本方針は、あくまでも町民の貴重な財産を最小限の投資により効率良く維持していくことであり、商業振興策としてではありません。なお、町内の特定業種に対する商業振興策は、逆に公平感を欠くこととなりますので考えていませんが、町内中小企業者などに対しては、町の融資制度の円滑な利用促進と人材育成事業などにより、支援していきたいと考えていますのでご理解願います。

（企画調整課広報広聴係）

（商工観光課）

お詫び

平成13年度の決算において、学校給食センターでは保護者の皆様に負担していただいている「保護者負担金（給食費）」と「給食材料費」に差額を生じてしまいました。

この差額は本来生じてはいけないものであり、予算の執行に対する適正なチェックがなされていれば防げたものであります。

さらに3月町議会で13年度予算を精査し、補正しなかったことが、事務上の一つ目の大きな誤りであります。

また、この差額を一度5月中に保護者の皆様にお返しさせていただきましたが、そのときの計算にも誤りがありましたことが二つ目の原因であります。

5月には一人当たり3食分、142万6,050円をお返しさせていただきましたが、今回は同じく5食分212万3,005円をお返しさせていただきます。

度重なる事務上のミスであり、大変申し訳なく保護者の皆様はもとより、すべての町民の皆様は心からお詫びを申し上げます。

今後このようなミスが再び起きないように、教育委員会あげて予算の適正な執行とその管理体制の立て直しを図ってまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。お詫びとさせていただきます。

（教育委員会）